

第5次河内長野市行財政改革大綱 (案)

平成28年 月
大阪府河内長野市

目 次

1. 策定の背景

- (1) 河内長野市第5次総合計画の概要 1
- (2) 本市の財政状況 2
- (3) 策定の目的 3

2. 基本方針 ～まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進～

- (1) 行財政改革の基本方針 4
- (2) 計画期間 4

3. 行財政改革大綱の構成

- (1) 改革の3つの視点 4
- (2) 第5次行財政改革大綱の体系 5

【改革の視点1】 協働型の行政運営

【重点1】 役割分担の明確化

- (1) 行政の役割の見直し 6
- (2) アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証 7

【重点2】 サービス提供方法の見直し

- (1) サービス提供方法の見直し 8
- (2) 公共施設等の管理手法の見直し 9

【重点3】 協働型行政のさらなる推進

- (1) 地域分権の推進 9
- (2) 地方創生の推進 10
- (3) 市民参画の推進 10

【改革の視点2】 効率的な行政運営

【重点1】 トップマネジメントによる選択と集中

- (1) 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中 11
- (2) 行政評価を活用した事業の組換え 12
- (3) 行政評価を軸とした行政経営の仕組み 12

【重点2】 組織力の向上

- (1) 庁内連携・広域連携による成果・効率の向上 16
- (2) めざすべき職員像、職場像の実現 16

【重点3】実施体制の最適化

- (1) 施策推進に適した組織機構と定員管理 17
- (2) 嘱託員・臨時的任用職員の適正配置 18

【改革の視点3】 安定した財政運営

【重点1】安定した財政基盤の確立

- (1) 財源の範囲内での最適な行政サービスの提供 19
- (2) 将来を見据えた計画的な基金の活用 20

【重点2】歳入・歳出の適正化

- (1) 歳入の適正化 21
- (2) 委託料・補助金・給与等の適正化 21
- (3) 公債費の適正化 21

【重点3】資産の計画的な管理と活用

- (1) 資産の総量の適正化 22
- (2) 公共施設等の計画的な維持管理・更新 22
- (3) 資産の有効活用 22

4. 計画の進行管理

- (1) 実施計画・実績報告 23
- (2) 各部局の事業への反映 23

5. (参考) これまでの行財政改革の取組み

- (1) 第1次行政改革大綱（平成10年度～） 23
- (2) 第2次行政改革大綱（平成15年度～） 23
- (3) 第3次行財政改革大綱（平成20年度～） 24
- (4) 第4次行財政改革大綱（平成25年度～） 24

1. 策定の背景

(1) 河内長野市第5次総合計画の概要

わが国全体の人口が減少に転じている中、本市においても人口減少と少子・高齢化が同時かつ急速に進み、生産年齢人口が大きく減少しています。また、平成23年3月の東日本大震災以降、安全・安心な生活や、地域や家族とのつながり、環境に配慮したまちづくりなどへの関心が高まり、人びとの暮らしや、地域社会への意識も大きく変化しています。

このような状況の中、ますます多様化・高度化するニーズに対応しながら、将来に向かって持続的に発展していくためには、市民と行政とが本市がめざす将来都市像を共有し、長期的な視点に立ちながら、力をあわせてまちづくりを進める必要があります。

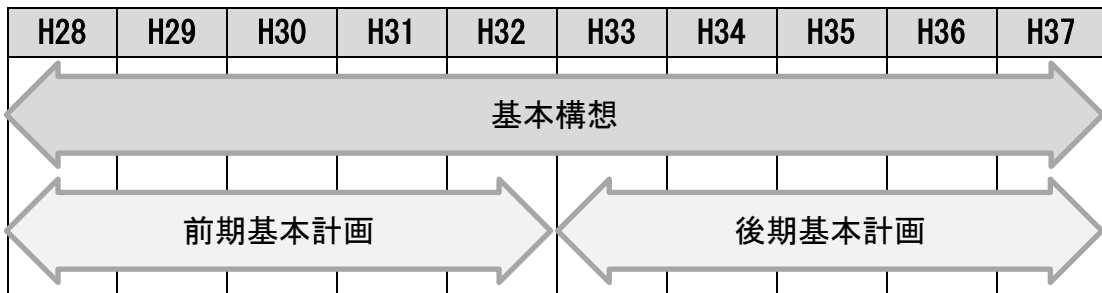
その実現のため平成27年9月に策定した、河内長野市第5次総合計画基本構想（計画期間：平成28年度～37年度）では、本市がめざす将来都市像を以下のように定めています。

＜河内長野市第5次総合計画がめざす将来都市像＞

**人・自然・歴史・文化輝く
ふれあいと創造のまち 河内長野**

将来都市像を実現するため、まちづくりの方向として3つのまちづくりの「基本目標」と10の「分野別政策」、及び都市の魅力を生み出し発信する「包括的政策」を定めるとともに、まちづくりを支える政策として3つの「基本政策」を定めています。

また、それらの政策を実現するための手段・方法として、政策毎の施策体系を示した「分野別計画」及び地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、各小学校区ごとのまちづくり方針をまとめた「地域別計画」の2つの「基本計画」を定めています。



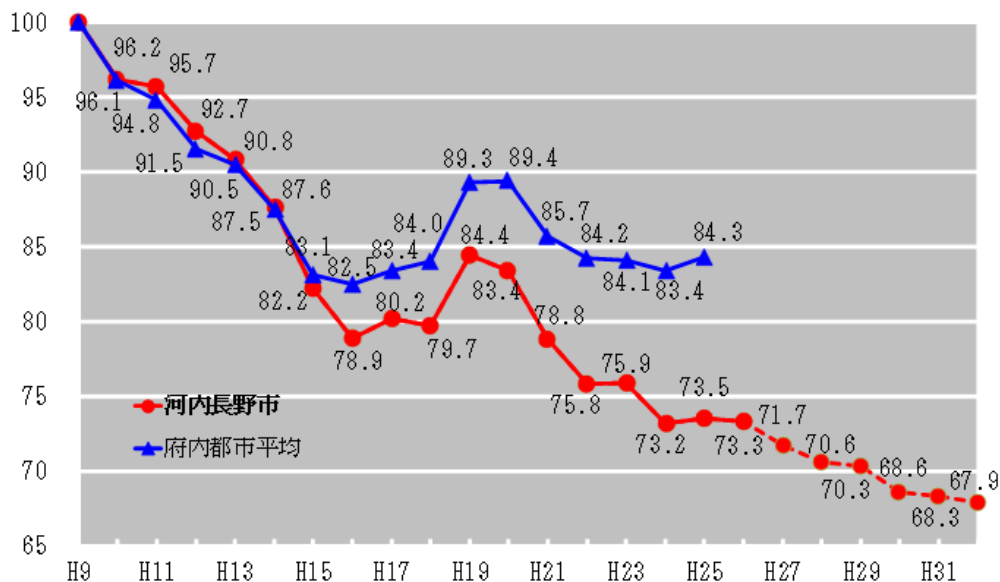
◆ 河内長野市第5次総合計画の計画期間

(2) 本市の財政状況

◆ 歳入の状況

歳入については、依存財源である地方交付税は、近年増加傾向にあるものの、市税は国から地方への税源移譲により、平成19年度に一時的に増加に転じた後、人口減少や高齢化の影響により減少傾向が続いています。特にベッドタウンとして発展した本市の特徴として、一人当たりの個人住民税額は府内平均を上回る水準にありましたが、団塊の世代が大量に退職し始めた平成16年度以降は府内平均を大きく上回るペースで減少しています。また、市内に企業が少なく、地価も大阪市を中心として放射状に低くなるため、一人当たりの法人市民税、固定資産税とも府内平均を大きく下回っています。

今後も減少傾向は継続し、平成32年度には、平成9年度の水準に対し、7割を下回る水準まで市税が減少する見込みで、大変厳しい状況にあります。



◆ 平成9年度を100とした場合の市税の指数

◆ 歳出の状況

次に歳出については、職員数の削減などにより人件費は減少傾向にあるものの、扶助費（福祉等にかかる費用）は、児童福祉費や生活保護費の増加などにより、平成17年度と比較すると平成26年度までの10年間で約1.5倍と著しく増加しています。その他、介護保険関係の繰出金も増加傾向にあり、今後も人口減少、生産年齢人口の減少、高齢化に伴う社会保障関連経費の増加は続くものと見込まれます。

また、人口急増期に整備された市内の公共建築物や、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設が更新時期を迎え、その改修にも膨大な費

用がかかることが予想されます。

◆ 基金・公債費等の状況

市債残高は新規発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向にあり、平成26年度決算で327億円（普通会計。歳入の約1年分に相当）となっています。

一方、基金残高については、平成26年度決算では個人市民税の減収や、地方交付税、臨時財政対策債の減少の影響により、財政調整基金¹を6億7,000万円取り崩してようやく黒字を確保できるという、大変厳しい内容となり、平成27年度当初予算（年度末時点の見込み額）での財政調整基金残高は、18.7億円となっています。

財政の弾力性を示す経常収支比率も、団塊の世代の大量退職の影響もあって府内平均を上回る状況が続き、平成18年度以降100%近くに高止まりしています。平成26年度には、(仮称)下里人工芝球技場の用地購入にかかる公債費などの影響もあるものの、103.9%と前年度に比べ5.9ポイント悪化し（大阪府内の都市でワースト2位と）、財政構造の硬直化が進んでいます。また、財政力指数も0.63と、大阪府内都市平均を下回る低い数値となっています。

◆ 財政調整基金及び市債の状況 (平成27年度末見込み)

財政調整基金残高	18.7億円	1人あたり	16,954円
市債残高	327億円	1人あたり	296,473円

(3) 策定の目的

これまで、本市では第4次河内長野市行財政改革大綱（計画期間：平成25年度～29年度）により、行財政の改革に取り組んできましたが、このたび、河内長野市第5次総合計画が掲げる、「協働によるまちづくり」、「『選択と集中』による行政運営の推進」、「安定した財政基盤の確立」の3つの「まちづくりを支える政策」の推進により、将来都市像を実現することを目的として、市の行財政運営の指針となる、第5次河内長野市行財政改革大綱を策定しました。

¹ 計画的な財政運営を行うための貯金。財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整する。

2. 基本方針 ～まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進～

(1) 行財政改革の基本方針

本市をとりまく社会経済情勢を踏まえ策定された河内長野市第5次総合計画を実効性ある計画とし、本市が将来にわたって持続的に発展していけるよう、以下の基本方針のもと、行財政改革を推進します。

＜第5次河内長野市行財政改革大綱の基本方針＞
まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進

(2) 計画期間

第5次行財政改革大綱の計画期間は、河内長野市第5次総合計画前期基本計画と同じ平成28年度から32年度までの5年間とします。

＜第5次河内長野市行財政改革大綱の計画期間＞
平成28年度～平成32年度

3. 行財政改革大綱の構成

(1) 改革の3つの視点

上記基本方針に基づき、基本構想が掲げる「まちづくりを支える政策」を着実に推進するため、以下の3つの改革の視点別に具体的な取組みの方向性を定め、市民・関係団体・事業者などと行政が互いに連携・協力して協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる効率的かつ安定的な行財政運営をめざします。

◆ 改革の3つの視点

改革の視点1 公・民の役割分担を明確にし、協働によるまちづくりをマネジメントします
協働型の行政運営

改革の視点2 トップマネジメントの下、行政評価を軸とした効率的な行政運営を行います
効率的な行政運営

改革の視点3 総合計画を支える安定した財政運営の仕組みを確立し、財源の範囲内で適正に運用します
安定した財政運営

河内長野市第5次総合計画

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野

まちづくりを支える 持続可能な行政経営の推進

改革の視点1 協働型の行政運営

公・民の役割分担を明確にし、協働によるまちづくりをマネジメントする

【重点1】役割分担の明確化

- 行政の役割の見直し
- アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証

【重点2】サービス提供方法の見直し

- サービス提供方法の見直し
- 公共施設等の管理手法の見直し

【重点3】協働型行政のさらなる推進

- 地域分権の推進
- 地方創生の推進
- 市民参画の推進

改革の視点2 効率的な行政運営

トップマネジメントの下、行政評価を軸とした効率的な行政運営を行う

【重点1】トップマネジメントによる選択と集中

- 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中
- 行政評価を活用した事業の組換え
- 行政評価を軸とした行政経営の仕組み

【重点2】組織力の向上

- 庁内連携・広域連携による成果・効率の向上
- めざすべき職員像、職場像の実現

【重点3】実施体制の最適化

- 施策推進に適した組織機構と定員管理
- 嘱託員、臨時的任用職員の適正配置

改革の視点3 安定した財政運営

総合計画を支える安定した財政運営の仕組みを確立し、財源の範囲内で適正に運用する

【重点1】安定した財政基盤の確立

- 財源の範囲内での最適な行政サービスの提供
- 将来を見据えた計画的な基金の活用

【重点2】歳入・歳出の適正化

- 歳入の適正化
- 委託料・補助金・給与等の適正化
- 公債費の適正化

【重点3】資産の適正管理と活用

- 資産の総量の適正化
- 公共施設等の計画的な維持管理・更新
- 資産の有効活用

進行管理

- 実施計画 : 計画期間中の各年度における具体的な取り組み項目やスケジュールをまとめた実施計画を策定し公表。
実績報告 : 年度終了後には、実施計画に基づく取り組み実績をまとめた実績報告を作成し公表。

【改革の視点 1】 協働型の行政運営

これまで、成長を基調とした社会経済状況の中で、財政規模の拡大とともに行政の担うべき役割も拡大し続け、さまざまな市民ニーズへの対応や、地域課題の解決に努めてきました。しかし近年、少子高齢化・人口減少の進行に伴い市税収入も減少し続け、行政が従来から担ってきた公共全てを維持することが難しくなっています。

今後限られた財源の中で、さらに多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、活力あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんや各種団体、民間事業者、研究機関など、多様な主体が互いに補完しあい、それぞれの役割を果たしていく、「協働によるまちづくり」をより一層推進し、行政内部の改革と、地域住民等による自治の推進の両輪で行政運営の改革を推進しなくてはなりません。

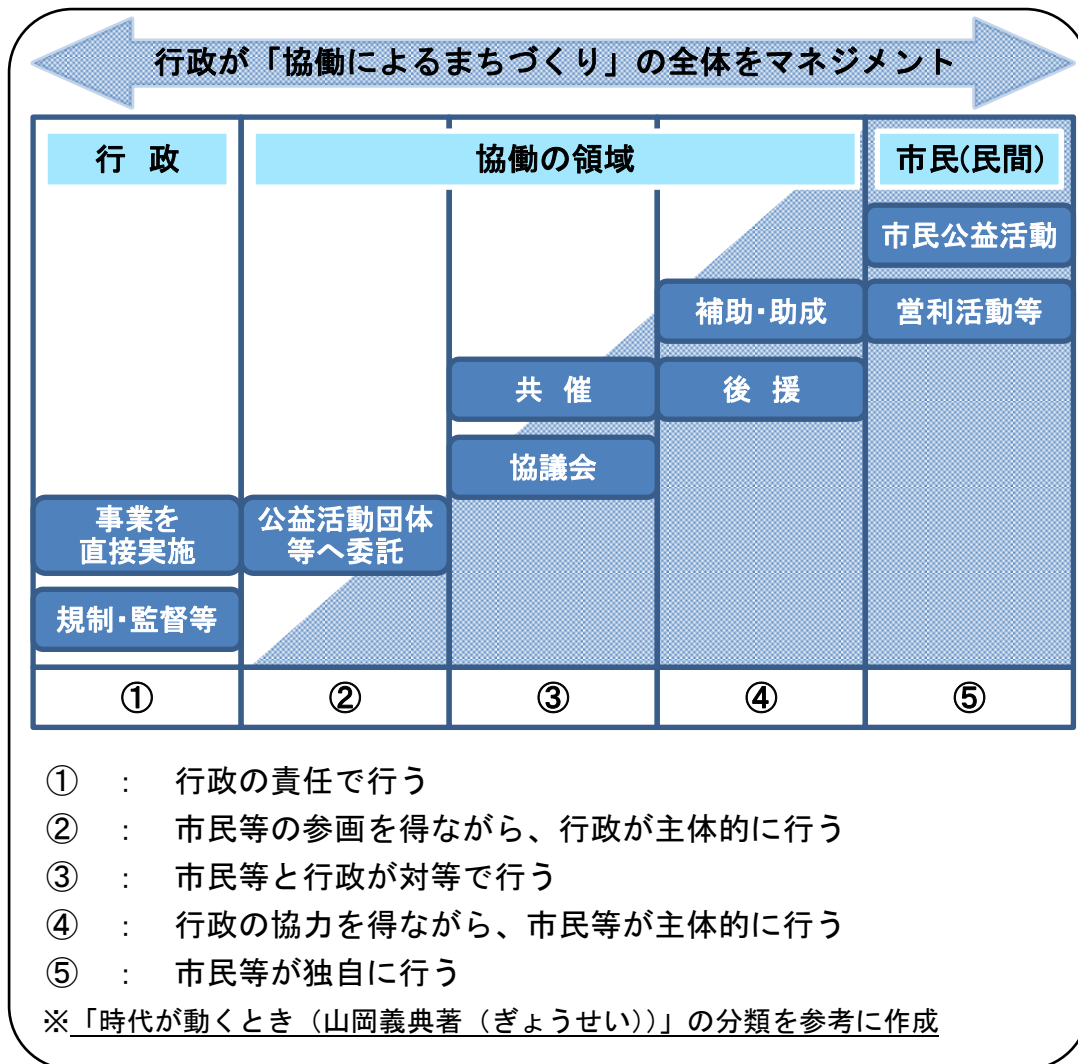
そのためには、今一度行政の役割とは何かを振り返り、行政の提供すべきサービスの内容や提供方法なども検証しながら、多様な主体がその強みを最大限に発揮できるよう、行政が「協働によるまちづくり」の全体をマネジメントする、協働型の行政運営を進める必要があります。

【重点 1】 役割分担の明確化

(1) 行政の役割の見直し

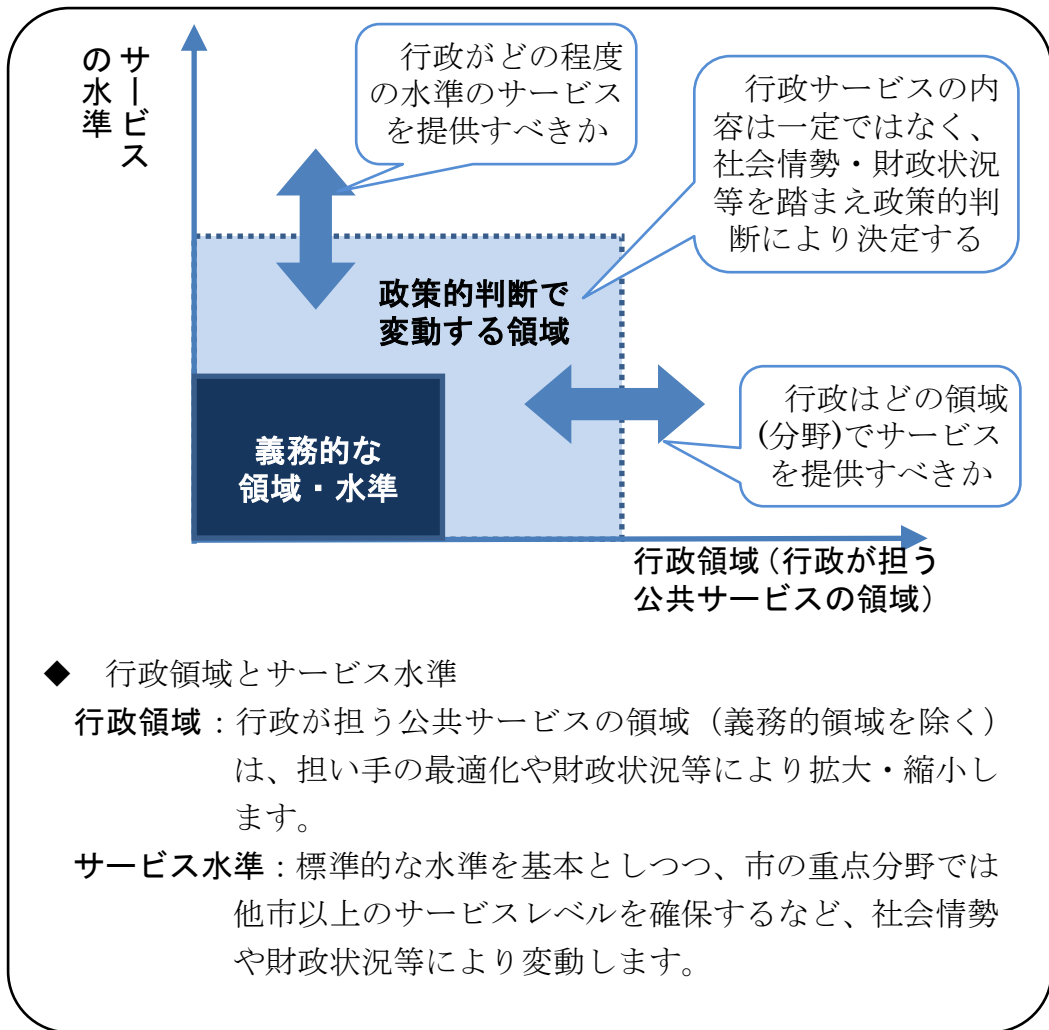
- ◆ 多様な主体と行政との、あるいは各主体相互の協働により公共サービスを担う「協働によるまちづくり」の推進を念頭におきながら、補完性の原則²に基づき、行政の役割について見直しを進めます。
- ◆ 民が提供するサービスや地域の担い手などの把握に努め、公・民のサービスを組み合わせることで、行政主導型から、多様な主体とのネットワーク型への転換を進め、行政がその全体をマネジメントすることで、最適な公共サービスの提供に努めます。
- ◆ 各主体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働の領域では両者が互いの領域への参画を進め、強みを発揮することで、協働によるまちづくりをより一層推進します。

² 一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねるという考え方。



(2) アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証

- ◆ アウトソーシング等指針に基づき、行政がサービスを提供すべき領域と、サービスの水準を検証し、限られた資源を行政として真に対応すべき政策・課題等に重点的に配分することで、効果の最大化を図ります。
- ◆ 行政が担う領域は、規制・監督等をはじめとした権限の行使や法定の事務など、義務的なサービスや市場では供給されないサービスを基本としつつ、財源の範囲内で本市の特性・強みや第5次総合計画に掲げる各施策の進捗状況等を踏まえ、政策的な判断により決定します。
- ◆ 提供するサービスの水準は、義務的な水準を基本とし、領域と同様に本市の特性等を踏まえながら、公平性や費用対効果等も考慮しながら、政策的な判断により決定します。



【重点 2】 サービス提供方法の見直し

(1) サービス提供方法の見直し

- ◆ 行政が実施すべき事務、提供すべき公共サービスを性質等により以下のとおり分類し、最適な担い手・方法により効果的・効率的に実施します。
 - ①行政が直接実施：政策の形成、公的な支援が必要なもの、法令等で民間に行わせることが禁止されているもの、市場で供給されていないものなど
 - ②行政が間接実施：①を除き、民間の多様な主体により実施することで、より効果的・効率的なサービス提供が可能なもの
- ◆ 行政が直接実施すべき事務について、さらに最適な担い手を検討します。

- ①正職員
- ②嘱託員（専門的な知識・資格等を要する事務）
- ③臨時的任用職員（緊急的・臨時的な事務）
- ④人材派遣（他の方法によるに担い手の確保が困難な事務）

- ◆ 行政が間接実施すべき事務についても、民間事業者への業務委託に限定せず、NPO 法人をはじめとした各種地域団体やボランティアなどとの協働による実施も含め、最適な担い手を検討します。

（２）公共施設等の管理手法の見直し

- ◆ 公共施設の設置目的、業務内容、運営実態等を踏まえて、市の直営も含め、最適な担い手を検討します。民間のノウハウの活用により、市民サービスの向上や、管理経費の縮減などが期待できる場合は指定管理者制度の導入を検討します。
- ◆ 指定管理者制度の導入においては、指定管理者となる団体が施設の設置目的実現に向け、安定的な施設管理を行うに十分な物的・人的能力等を有しているかを検討し、適切な担い手の選定に努めます。
- ◆ 市の直営、指定管理者による施設管理のいずれの場合も、現在の業務内容、サービス水準、管理経費等が妥当であるか、検証を行います。

【重点３】 協働型行政のさらなる推進

（１）地域分権の推進

- ◆ 地域により特性や課題が異なり、全市域一律のまちづくりでは対応が困難な状況下で、地域の声を聴き、統計資料の地域別分析等を進めることで現状把握に努めながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開します。
- ◆ 地域住民や各種団体、行政など多様な担い手同士の連携の下、第5次総合計画地域別計画を着実に推進するため、財政支援や人的支援をはじめ、地域のさまざまな活動への支援のあり方について見直しを行い、地域の主体的な課題解決を支援します。

(2) 地方創生の推進

- ◆ 市の長期的な人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって活力ある地域を維持するため、安定した雇用の創出や交流促進、若い世代の結婚、子育て、定住・転入促進を一体的に推進するため策定した「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、各方面からの参画を得て、PDCAサイクルに基づく各施策の効果検証・見直しを行いながら、着実に推進します。

(3) 市民参画の推進

- ◆ 市民等と行政との相互理解を深め、協働のまちづくりや市の施策に対するチェック・評価へとつなげるために、市政運営に関する情報を分かりやすく発信し、市民等との情報共有に努めます。
- ◆ さまざまな機会を通じた多様な広聴により地域の声を聴き、庁内で共有することで、ニーズを的確に施策へ反映します。
- ◆ 市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、事業の計画、実施、評価の各段階への市民等の参画を進めることで、市民等と行政の協働をより一層促進します。

【改革の視点 2】 効率的な行政運営

第5次総合計画がめざす将来都市像を効果的・効率的に実現していくためには、地域の実情や各施策の達成状況等を踏まえながら、迅速かつ重点的に取り組むべき施策と、それに対する市としての方針をトップマネジメント³により明確に示していく必要があります。

また、施策及び事業の成果等を評価する行政評価を軸としたPDCAサイクルの循環により、限られた行政資源を適切に配分し施策の選択と集中を進めるとともに、最適な体系へと事業を組み換えていくことも、効率的な行政運営を行う上で欠かすことができません。

さらに、実施体制の面でも、総合計画に掲げる施策を円滑に推進することのできる組織機構の整備や業務内容に応じた適正な職員配置に努めるとともに、庁内の連携強化や各課が持つ資源の共有・活用、人材育成など、組織として総合力を発揮することで、効率的な行政運営の実現を図ります。

【重点 1】 トップマネジメントによる選択と集中

(1) 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中

- ◆ 総合計画を基本に、さまざまな環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、行政評価を軸とした行政経営の仕組みにより各施策の進捗管理や資源の配分等を行い、本市の強みを活かした特色あるまちづくりをトップマネジメント主導の下で推進します（行政経営の大きなPDCAサイクルの確立）。
- ◆ 個々の事業を成果重視で評価し改善する「事務事業評価」に加え、新たにトップマネジメントによる施策の「選択と集中」の判断材料となる「施策評価」の仕組みを構築します。
- ◆ 市の財政収支見通しや重点施策、各施策への財源配分、公共施設の計画的な維持管理・更新等に充当すべき財源など、次年度に向けた総合的な市政運営に関する方針（市政運営基本方針（案））を、トップマネジメントにより明確化します。

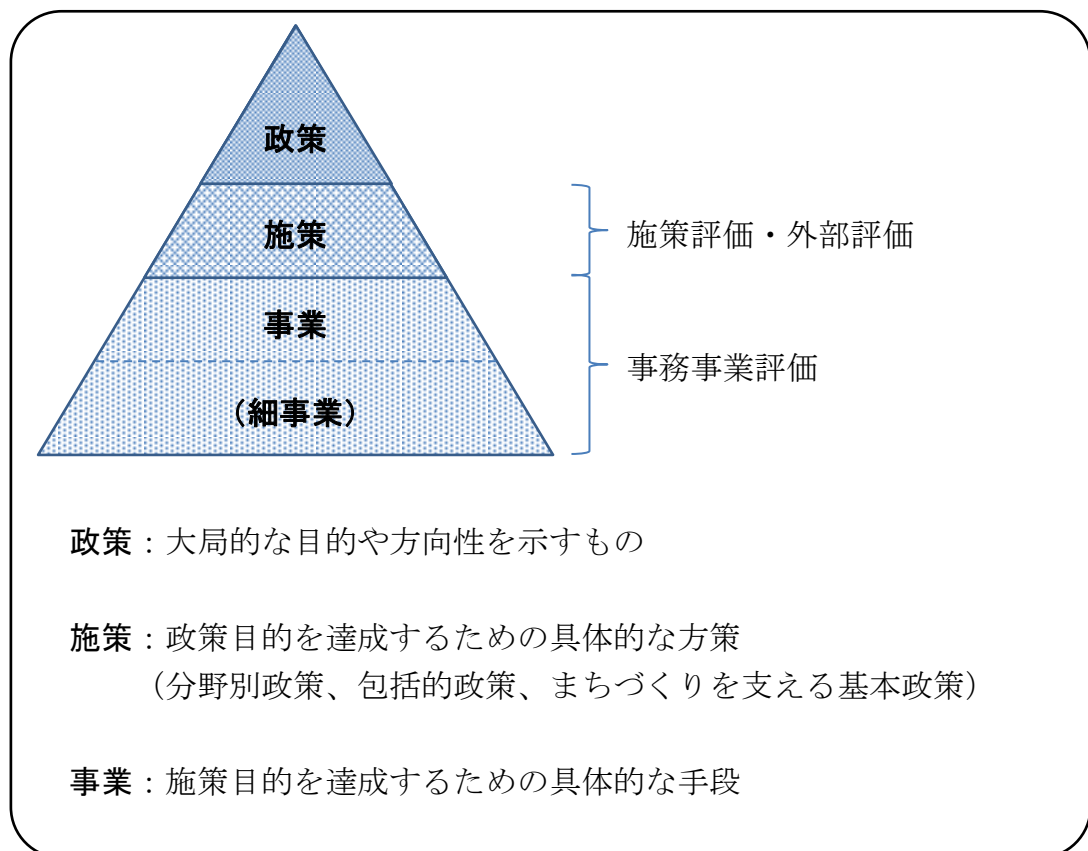
³ 市長、副市長等で構成する会議。総合計画に基づくまちづくりを推進のため、市の強み・特性を踏まえ、重点分野の設定や各施策間の資源配分の見直し等を行う。

(2) 行政評価を活用した事業の組換え

- ◆ 施策実現の手段としての事業・細事業を、成果や必要性、効率性等により適正に評価し、最適な体系への組換えに活用できるよう、事務事業評価の見直し・充実を図ります（事業・細事業改善のための小さなPDCAサイクルの充実）。
- ◆ 市政運営基本方針（案）及び事務事業評価の結果を踏まえ、各部局において財源の範囲内で新規事業の検討や、総合計画実施計画の策定、予算編成を一体的に議論し、事業・細事業の組換えを推進します。

(3) 行政評価を軸とした行政経営の仕組み

- ◆ 施策評価と事務事業評価
行政の活動は「政策」「施策」「事業（細事業）」の3階層に分類でき、これらに対して以下のとおり評価を実施します。



- ① 事務事業評価
 - 目的：施策目的達成に向けた、事業・細事業の改善
 - 評価者：課長
 - 内容： 成果、必要性、効率性、運営手法等の観点及び構成要素である細事業の実施結果から事業を評価します
事業・細事業は3年を目途に成果検証を行い、見直し・廃止を検討します。

- ② 施策評価
 - 目的：施策目的の効果的・効率的な達成に向けた、施策や構成事業の改善
 - 評価者：部長
 - 内容： 各施策の満足度、成果指標及び事務事業評価の結果から施策の達成度を評価します

- ③ 外部評価
 - 目的：外部の視点による施策評価の検証と、施策や構成事業の改善
 - 評価者：学識経験者、市民等
 - 内容： 各施策のめざす姿との整合、指標との関係など、第5次総合計画推進の観点から施策評価及び構成事業の妥当性を検証します

◆ 行政経営の仕組み

第5次総合計画推進のため、行政評価を軸に、各施策の方針決定、方針に基づく総合計画実施計画の策定や予算編成、部長マニフェストや目標管理による施策・事業の進行管理など、各機能の連携による、行政経営全体の大きなPDCAサイクルを確立します。

- ① 評価の実施
 - 事務事業評価、施策評価、外部評価の3つの評価を実施します。

- ② 施策の選択と集中と事業の組換え
 - 【市政運営基本方針（案）の策定（施策の選択と集中）】
 - 実施：庁議等
 - 目的：財源の範囲内で第5次総合計画を効果的・効率的に推進するための、財源配分や施策間調整と方向性の決定

内 容： 社会経済情勢や新たな課題、市民ニーズ、財政収支見通し、施策評価、外部評価等を踏まえて施策の選択と集中の検討を行い、各施策のサービスレベル、充当する財源等を市政運営基本方針（案）にとりまとめ全庁で共有します

【市政運営基本方針（案）に基づく事業の組換え】

実 施：各部・課長

目 的：施策目的の実現に向け、財源の範囲内で最大の効果を得るための、新規・既存事業の組換え

内 容： 市政運営基本方針（案）に基づき、各部・課で財源の範囲内で新規事業の検討、既存事業の見直し等を一体的に議論し、最適な体系へと組換えを進めます

また、全庁統一的な視点で取り組むべき課題は、行財政改革大綱実施計画等に位置づけ、関連する事業の改善を図ります

③ 組換え結果に基づく予算編成と次年度目標の設定

実 施：各部・課長

目 的：一貫性ある予算編成と目標の共有

内 容： 市政運営基本方針（案）及び組換え結果に基づき予算編成を行うとともに、次年度に向けた各施策・事業の目標を設定し、部・課内で共有します

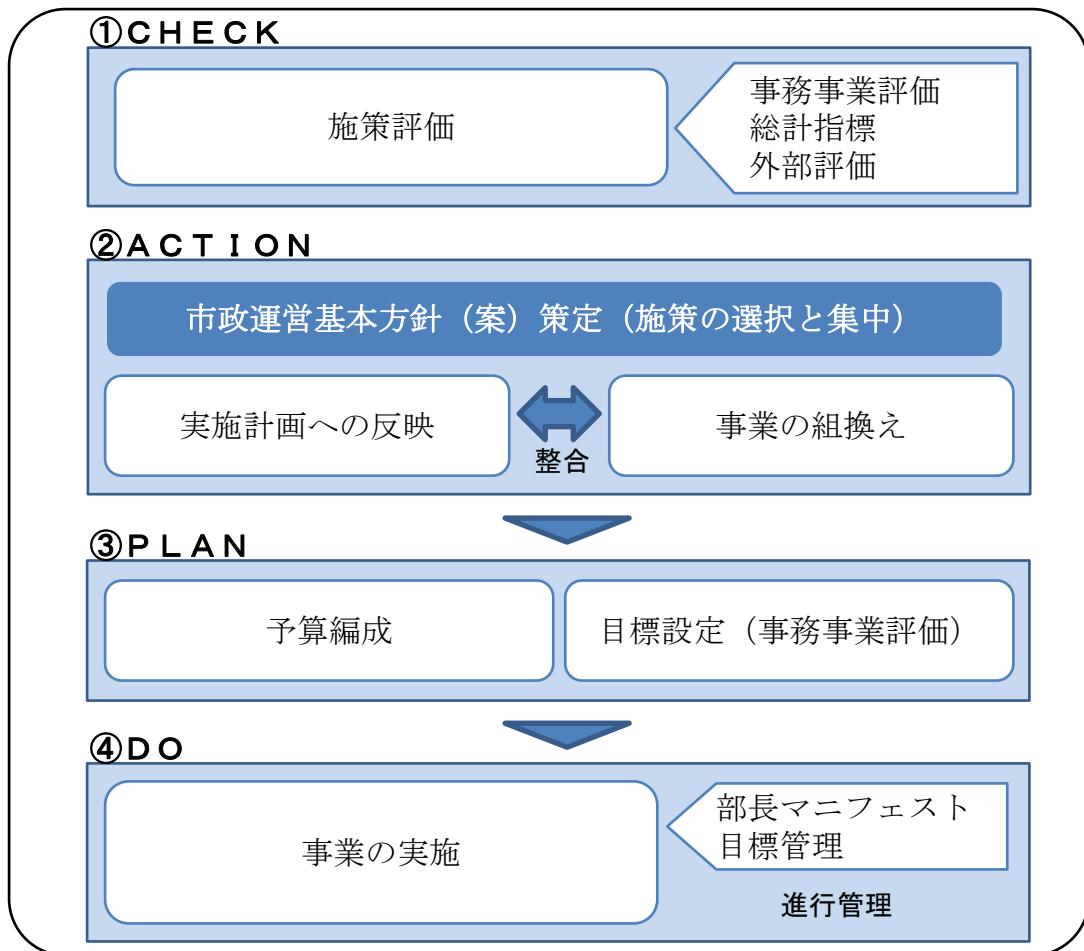
④ 部長マニフェスト・目標管理による進行管理

実 施：各部・課長

目 的：組織目標の統一と、施策・事業の計画的な推進

内 容： 行政評価と部長マニフェスト・目標管理と連携し、市政運営基本方針に基づき、計画的に施策・事業を推進します

◆ 行政経営の仕組み（フロー図）



- ◆ 施策評価及び事務事業評価結果の公表により市民等への説明責任を果たすとともに、市の施策及び事務事業について社会全体での評価を受けます。

【重点2】 組織力の向上

(1) 庁内連携・広域連携による成果・効率の向上

- ◆ 類似する分野だけでなく、異なる分野間においても部局間の連携を積極的に推進し、従来とは異なる層への働きかけ、複数目的の同時実現など、効果性・効率性の向上に努めます。
- ◆ 事業やイベント、講座等を複数の部局による連携で実施するなど、庁内の横軸の連携を強化し、人件費も含めたコストの削減と、相乗効果による成果の向上をめざします。
- ◆ 各部局の政策ツール（事業・外部とのネットワークなど）を持ち寄り、総合的な活用を図るとともに、各課が保有する情報資源、市民意見、職員アイデア、先進事例、職員の専門知識等の知的ストックの共有と活用を推進し、成果の向上をめざします。
- ◆ 国や府からの権限移譲への適正な対応や、市民サービスの向上のため、専門性が高く技術者などの確保が必要な事務や、スケールメリットによる効率化が期待できる事務等について、近隣市町村や関係機関との広域連携を推進します。

(2) めざすべき職員像、職場像の実現

- ◆ 河内長野市職員人材育成基本方針に基づき、より実効性の高い人材育成を計画的に推進し、職員一人ひとりの能力、意欲、可能性を十分に引き出し、本市の総合的な組織力の向上をめざします。
- ◆ 職員の人材育成の方向性として定めた「めざすべき職員像」や、「めざすべき職場像」の実現に向けて、総合的な人事制度の運用、効果的な職員研修の実施、能力を発揮できる職場の環境整備に努めます。

【めざすべき職員像】 市民と共にまちを創造し、信頼される職員

【めざすべき職場像】 職員がやりがいを感じ、能力を最大限に発揮できる職場

- ◆ 男女共同参画の推進や、職員の健康管理の充実、ワークライフバランスの推進など、職員の仕事への意欲を向上させ、職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを推進します。

【重点3】 実施体制の最適化

(1) 施策推進に適した組織機構と定員管理

- ◆ 第5次総合計画の分野別基本政策や地域別計画の円滑な推進を目的として、施策体系に適合し、かつ横断的な課題や新たな課題に対しても全庁一丸となつて的確に対応することのできる組織機構へと改編を進めます。
- ◆ 限られた職員数で、高度化・多様化が進む市民ニーズに的確に対応できる効果的・効率的な組織機構の構築の観点から、組織規模や職員配置の適正化を推進し、各職階に求められるマネジメント機能やチェック機能をはじめとした組織の内部管理能力の向上を図ります。
- ◆ 個々の職員が、それぞれの職階、権限に応じた役割と責任を果たすことができ、最大限に能力を発揮できる環境を整備することで、組織力の向上を図ります。
- ◆ 施策の選択と集中や事業の組換えと連動した戦略的な人員配置を行うとともに、業務の効率化やアウトソーシング等による業務量の増減に対応した適正な定員管理を行います。

◆ 年度別計画目標

<年度別計画目標のデータ>

◆ 類似団体比較

<類似団体比較のデータ>

(2) 嘱託員・臨時的任用職員の適正配置

- ◆ 正職員、嘱託員、臨時的任用職員がそれぞれ担うべき業務について十分考慮し、専門性は高いが政策的判断を伴わない場合は嘱託員、特別な知識や技能等を要しない補助的業務であれば臨時的任用職員を配置するなど、単に正職員の置き換えではない適切な配置を行います。
- ◆ 業務内容に応じて、正職員・嘱託員・臨時的任用職員を適正に配置するための判断基準となるよう、マニュアル化や標準化による業務内容の整理を進めます。
- ◆ 嘱託員・臨時的任用職員の配置を行う場合、業務毎に判断するのではなく、他部局との連携も含め、類似業務、隣接する施設など、あわせて行わせることのできる業務について十分に検討し、人的資源を最大限活用します。
- ◆ 嘱託員・臨時的任用職員の配置後も、事業の進捗状況等を確認し、定期的に必要性を検証します。
- ◆ 国・府が補助金等により費用を負担する場合であっても、将来的な制度の見直しにより、市の負担が増大する可能性があることから、嘱託員・アルバイト職員の任用を必要とする事業の是非は、補助金の有無よりも、当該事業を市が実施する必要性を優先して判断します。

【改革の視点3】 安定した財政運営

第5次総合計画に掲げる各施策を着実に推進し、将来都市像を実現するためには、事業の実施に必要な財源を確保し、計画の実行性を担保することが求められます。しかし、少子高齢化や人口の減少により税収の減少が進む中、将来世代に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりを進めていくためには、歳入の範囲内で、最適な施策を展開するという原則に改めて立ち返る必要があります。

そのための取組みとして、さらなる歳入・歳出の適正化や、老朽化が進む公共施設・インフラ施設の計画的な維持管理、資産の有効活用に努めるとともに、市政運営基本方針（案）に基づき、施策の選択と集中及び事業の組換えにもあわせて取り組むことで、将来都市像の実現に必要なサービスの提供と安定した財政運営を両立できる、バランスのとれた市政運営をめざします。

【重点1】 安定した財政基盤の確立

（1）財源の範囲内での最適な行政サービスの提供

- ◆ 財政収支見通しを踏まえ策定する市政運営基本方針（案）により、政策的・戦略的な事業に充当可能な財源を明確化し、財政調整基金に頼らない、財源の範囲内での財政運営を徹底することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現します。
- ◆ 限られた財源の中で、多様化・高度化するニーズや新たな課題等に的確に対応していくため、行政が最低限担うべき役割を明らかにした上で、行政が担う公共サービスの領域や水準を見直し、市政運営基本方針（案）により施策の選択と集中を明確化します。
- ◆ 市政運営基本方針（案）に基づき事業の組換えを進めるにあたっては、各年度において収支の均衡を保つとともに、中長期的な財政収支見通しを踏まえ、税源の涵養、ノウハウの蓄積など、短期的には計ることのできない成果にも目を向けながら取り組みます。
- ◆ 市の財政状況等について全ての職員が共通認識を持ち、全庁一丸となって安定的な財政運営の確立に向けて取り組むとともに、事業の組換えを進めるにあたっては、市民の皆さんに対しても、十分に説明責任を果たします。

(2) 将来を見据えた計画的な基金の活用

- ◆ 現時点で予測が困難なさまざまな財政リスクへ対応できるよう、一定水準の財政調整基金の確保に努め、長期的な視点での収支の均衡を保ちます。
- ◆ 今後さらに進行する少子高齢化や、多額の費用が見込まれる公共施設・インフラ施設の更新等、さまざまなニーズに対応しながらも、河内長野市公共施設維持改修基金をはじめとした基金への計画的な積立を行います。
- ◆ 基金の設置目的達成のため、利用しやすい制度への見直しを進め、目的に適う事業の実施にあたっては基金の積極的な活用を図ります。

【重点2】 歳入・歳出の適正化

(1) 歳入の適正化

- ◆ 市税などの徴収率の向上はもとより、市が保有する債権の回収強化に努めます。
- ◆ 公平性を確保する観点から、サービスを楽しむ市民への受益者負担の適正化に努めます。
- ◆ 国等からの補助金に関する情報収集や分析を行い、活用が可能な補助金の積極的な獲得に努めるとともに、将来的な負担や、投資に対する効果等についても十分に検証の上で、企業誘致や既存事業への支援、定住促進による税源の涵養に努めます。

(2) 委託料・補助金・給与等の適正化

- ◆ 委託業務について、委託内容や事業者の選定手続きは適正であるかなど、委託料の適正化に努めます。特に、同一の事業内容で継続的に委託を行っている事業は重点的に検証します。
- ◆ 社会経済情勢等の変化により存続の意義や補助による効果が認められない補助金について、廃止・縮減を行います。
- ◆ 補助対象の団体等に対しては経営努力を促すとともに、法律等による公的な支援が必要なものを除き、団体の自主自立を促すよう、経常的な補助金について見直しを行います。
- ◆ 国や他の地方公共団体などの状況を考慮しながら、特別職も含め給与を適正な水準に保つとともに、効率的な組織機構の構築、サービス提供方法の見直しや組換えに対応した実施体制の最適化など、人件費総額の適正化に努めます。

(3) 公債費の適正化

- ◆ 少子高齢化の進展、支え手である労働人口の減少を踏まえ、将来世代の負担軽減と、将来的なリスクコントロールの観点から、借り換えも含む地方債の発行を極力抑制することによる公債費の圧縮に努めます。

【重点3】 資産の適正管理と活用

(1) 資産の総量の適正化

- ◆ 将来の人口構成の変化や市民の新たなニーズに対応するため、公共施設等の適正な配置、統廃合や複合化をはじめ、市が保有する資産の総量や規模の適正化を進めます。

(2) 公共施設等の計画的な維持管理・更新

- ◆ 道路、上下水道、公園などのインフラ施設は、住民生活に直結する施設であり、効果的、効率的かつ計画的に維持保全及び改修を行うことで、長寿命化を図ります。
- ◆ 公共施設は、完成と同時に劣化が始まり、維持保全には多くの費用を必要とする上、その必要額は年度により大きく変動します。利用者が安心して利用できる施設として維持するため、改修や更新等の必要性を見極めながら必要に応じて基金を活用することで、費用を平準化しつつ適正な維持管理を行います。
- ◆ 中長期的な視点から更新、再配置を進め、今後必要となる新たな役割に応じて最適化を図ることで、将来世代への負担を軽減します。

(3) 資産の有効活用

- ◆ 今後も高いニーズが見込まれる施設など、引き続き市が保有し市民の利用に供する施設は最大限に活用し、施設の設置目的達成に向けて効果的・効率的な市民サービスの提供に努めます。
- ◆ 公共施設等を活用した有料広告事業や、活用予定のない遊休資産の貸付・売却など、市が保有する資産の有効活用を推進します。

4. 計画の進行管理

(1) 実施計画・実績報告

第5次河内長野市行財政改革大綱に基づく取組みを計画的かつ着実に推進していくため、計画期間中の各年度における主要な取組みについて、具体的な内容やスケジュールをまとめた実施計画を策定します。

また、各年度終了後には、実施計画に基づく取組み実績をまとめた実績報告を作成し、各取組み項目の成果や進捗状況等を以後の取組みに反映するなど、PDCAのマネジメントサイクルによる進行管理を実施します。

また、実施計画・実績報告は、市ホームページなどで公表し、広く市民の理解を求めます。

(2) 各部署の事業への反映

実施計画に掲載する取組みのほかにも、各部署が事業を実施する上で大綱に基づいて検討すべき事項がある場合は、事業の組換えを進める中で一体的に議論し、予算編成等へ確実に反映していくこととします。

5. (参考) これまでの行財政改革の取組み

(1) 第1次行政改革大綱（平成10年度～）

市では、多様化する市民ニーズや地方分権、ICT化などの環境の変化に対応するとともに、自らの変革により行政運営を行う総合的な行財政システムの構築を進めるために、平成10年度に第1次行政改革大綱を策定しました。第1次行政改革大綱では、「市民との協働」、「環境変化への対応」、「効果的・効率的な行財政運営」、「推進体制の確立」の4つの視点から改革に取り組みました。

(2) 第2次行政改革大綱（平成15年度～）

平成15年度策定の第2次行政改革大綱では、第1次行政改革大綱の趣旨及び4つの視点を踏襲しながら、新たに行政評価を用いた事務の見直しや市民への情報提供、加えて組織の簡素化に取り組みながら、平成19年度を目標に市民の満足度の向上と、様々な主体が地域を支え合う市政の構築に取り組みました。

(3) 第3次行財政改革大綱（平成20年度～）

平成19年度策定の第3次行財政改革大綱では、さらに厳しさを増す財政状況の中、本市のまちづくりの指針である第4次総合計画を推進するため、「行政主導型」から「協働型行政」への転換、「選択と集中」による行政サービスの量的拡大から質的充実を図る行政運営への転換、徹底した財政の健全化の3つの基本方針に基づき、市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく新たな自治の仕組みづくりと財源確保に取り組みました。

(4) 第4次行財政改革大綱（平成25年度～）

平成24年度策定の第4次行財政改革大綱では、第3次行財政改革大綱の考え方を踏襲し、「協働型行政の推進」、「『選択と集中』による行政運営の推進」、「安定した財政基盤の確立」の3つを基本方針に基づき行財政改革に取り組みました。特に、3つ目の「安定した財政基盤の確立」では、本市の財政体質を改善するための目標として、①経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化、②市債残高の抑制、③基金に依存しない財政体質の継続を目標に掲げ、他の2つの方針とともに、これまでの課題及び新たな課題を検証しながら、体質改善型の不断の取り組みを推進しました。

第4次行財政改革大綱は平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間としていますが、この度、河内長野市第5次総合計画の策定にあわせて、総合計画を着実に推進する観点から、第4次行財政改革大綱の内容について再度検証を行い、新たな第5次行財政改革大綱を策定しました。

河内長野市役所 総務部 行政改革課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721) -53-1111 (代表)

E-Mail : gyoukaku@city.kawachinagano.lg.jp

平成28年 月策定
